第１１章　環境保全行動計画

１　刈谷市環境保全行動計画「エコアクション刈谷」

市も一事業者であるという考えのもと、環境保全のために市が取り組むべき具体的な行動内容を決め、「環境保全行動計画　エコアクション刈谷」と名づけ、市自ら率先して環境に負荷を与えないように、全庁的に推進すると共に、各職場で環境に配慮した行動が日常業務に定着することを目的としています。温室効果ガスの概念を追加し、平成１８年４月に改訂を行いました。

さらに、この環境負荷削減の取り組みは、行政だけでは解決できるものではなく、市民の皆さん一人一人が、環境への認識を持ち行動することが大切であることから、広く市民の皆さんに環境保全の大切さを啓発し、実行してもらうため環境にやさしい行動例の一部として「家庭でできる環境配慮」も作成しました。

刈谷市環境保全行動計画

大　項　目	中　　項　目	小　項　目	取　　組　　内　　容
1　省エネルギーの推進のための取組	(1)電気及び冷暖房・給湯等燃料の使用量削減	照明の適正管理	・業務上、照明の不必要な箇所は消灯する。（窓際などは自然光を活用する。） ・窓口業務等必要個所を除き、12 時から 13 時までの時間帯については消灯するよう各課で管理を行う。 ・蛍光灯本数の削減に努める。（場所を考慮して、必要最小照度の設定をする。） ・照明器具の定期的な清掃を行う。
		ＯＡ機器等の適正管理	・必要時以外は電源を切るよう努める。（可能なものはコンセントを抜く。） ・パソコンは節電・待機モードを設定するとともに、こまめにシャットダウンするよう努める。 ・コピー、印刷枚数は必要最小限とし、使用時間の削減に努める。
		冷暖房機器の適正管理	・事務室の空調温度を冷房温度 28℃、暖房温度 20℃程度に設定するなど適正管理を行う。 ・時間外空調を極力減らすなど使用時間の抑制に努める。 ・エアコンフィルターの定期的な清掃を行う。
		クールビズ・ウォームビズの活用	・快適に過ごせるよう、適切な服装を心掛ける。
		冷蔵庫等の適正管理	・季節に応じて温度調節のスイッチを変更する。 ・共有利用等により設置台数の削減に努める。
		自動販売機の適正管理	・省エネルギー性能の高い自動販売機への更新に努める。 ・自動販売機設置台数の適正化に努める。
		職員のエレベーター使用の自粛	・荷物の搬入等必要時以外、職員のエレベーター使用を控える。
		時間外勤務の計画的実施	・ノー残業デーにおいては、定時退庁の徹底に努める。 ・計画的、効率的な業務を行い、時間外勤務の縮減に努める。
		省エネルギー機器等の導入・更新	・省エネルギー型照明機器及び空調機器（高効率蛍光灯、インバーター制御、人感センサー等）の導入・更新に努める。 ・ペアガラス等を設置し、断熱性の向上に努める。
		ガス給湯器・コンロ等の適正管理	・給湯温度の適正化に努める。 ・効率的な利用に努める。（流しっぱなし、沸かし過ぎ等を抑制する。）

2　省資源の推進のための取組	(1)紙の使用量削減	紙の有効活用	・両面印刷、両面コピー、縮小コピーを徹底する。 ・裏面使用できる用紙等は廃棄せずに利用する。 ・印刷物の発注部数を精査し、必要最小限にする。 ・資料は最小限とし、できる限り共有化する。 ・文書ファイルの共有化に努める。 ・新封筒の使用は極力避け、使用済み封筒を保管し、庁内の連絡用等に再利用する。 ・ファックス送信票をつけずに送信するよう努める。
		ペーパーレスの推進	・パソコン等を利用し、紙による伝達方法を削減するよう努める。 ・プロジェクター、ＯＡ機器の利用を検討し、紙による資料等の削減に努める。
	(2)古紙の資源化	使用済み古紙の再資源化	・紙類については、分別を徹底し、資源化を図る。 ・公文書等の廃棄文書については、溶解による資源化を徹底する。
	(3)水の使用量削減	水の適正利用	・常に節水意識を持つように心掛ける。 ・洗い物をする時はため水をして洗う。 ・水道使用量を減少させるため、出来るだけ水量を低めに設定する。 ・節水ラベルを貼付する。 ・必要に応じトイレ流水音発生装置及び節水型器具の導入に努める。
3　環境に配慮した製品の使用のための取組	(1)グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	・グリーン購入基本方針を遵守する。 ・購入物品は刈谷市グリーン購入対象物品表等から選定する。（適合物品がないときは、グリーン基本調達方針に準拠して選定する。）
4　廃棄物の減量とリサイクルの推進のための取組	(1)廃棄物の発生抑制	ごみの発生抑制	・事務用備品の再利用に努める。 ・使い捨て製品の購入、使用を控え、詰替え可能な物品等の購入に努める。 ・生ごみ処理機の活用等、生ごみの減量に努める。 ・市が発注する製品については、最小限の包装とするよう努める。 ・ファイリング用品、各種事務用品等は、リユース（再使用）に努める。 ・売店等での買物の際は、袋を持参するよう努める。
	(2)廃棄にあたっての環境配慮	ごみのリサイクル	・裏面使用可能な紙、不用な紙、新聞、雑誌、カン類等を分別できる場所を各課単位で確保し、リサイクルに努める。 ・行事、会議等の開催時には、ごみの排出をできるだけ削減し、リユース又はリサイクルできる資材、物品の使用に努める。 ・事務機器等の廃棄時には業者に対し、再資源化に努めるよう適切な指示をする。
	(3)温室効果ガスの適正処理	代替フロンの適正処理	・エアコン、カーエアコン、冷蔵庫を処分するときは代替フロンを適正処理するよう取引業者に指示をする。 ・代替フロンを使用しない製品購入に努める。
5　公用車の適正使用及び低公害車の購入促進のための取組	(1)低公害車、低排出ガス・低燃費車の購入	低公害車、低排出ガス・低燃費車の導入・更新	・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車を導入するよう努める。 ・低排出ガス、低燃費型の公用車の購入に努める。
	(2)公用車の燃料使用量の削減	公用車利用の削減	・近距離の移動については、徒歩か自転車の利用に努める。 ・出張時においては、公共交通機関の利用に努める。

		エコドライブの推進	・必要時以外はエンジンを切り、アイドリング・ストップに努める。 ・低公害車、低燃費車の優先的な利用に努める。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・エアコンの利用を控え、設定温度の最適化に努める。 ・タイヤ空気圧などの適切な点検、整備を行う。 ・不要物を積載しないよう努める。
6　公共施設整備、施設の維持・管理における環境配慮のための取組	(1)計画・設計時の環境配慮の促進	省エネルギーに配慮した施設の計画・設計	・自然エネルギー等（太陽熱、太陽光発電、風力発電、バイオガス発電、燃料電池、自然採光等）を活用した施設の計画、設計に努める。 ・省資源・省エネルギーに配慮した施設の計画、設計に努める。 ・雨水等の有効利用に配慮した施設の計画、設計に努める。
		緑地面積の確保	・既存緑地の保全に努める。 ・在来植生に配慮し、敷地の緑化に努める。 ・動植物が生息できる自然的区域（ビオトープ等）の創造に努める。 ・緑のない場所に植樹、鉢植え等を行い、緑の面積を増やすように努める。 ・屋上緑化や壁面緑化の設置に努める。
		環境負荷の少ない施工工事の実施	・公共工事においては、グリーン購入基本方針に基づき実施するよう努める。
		公共工事における廃棄物の適正処理	・廃棄物については必要に応じ、マニュフェストにより適正な処理を行う。
7　環境に関する意識の向上のための取組	(1)職員に対する研修及び情報提供の積極的な実施	環境研修の推進	・職員の環境保全に対する意識を高めるため、職員への研修・啓発を推進する。
		環境保全活動の情報提供	・環境保全に関する講演会、展示会等機会あるごとに必要な情報提供に努める。
	(2)環境保全活動への積極的参加の奨励	ボランティア活動の参加の奨励	・５３０運動等のボランティア活動へ参加しやすい環境を作るように努める。
		ノーカーデーの奨励	・毎月１回ノーカーデーを設定し、マイカー通勤の自粛に努める。 ・公共交通機関の利用、マイカーの相乗り、自転車、徒歩等による通勤に心掛ける。

家庭でできる環境配慮

大項目	中項目	小項目	取組内容
家庭でできる環境配慮	(1)省エネルギー対策	照明など器具・機器使用上の節約	・不要な照明など電気器具はこまめに消しましょう ・部屋の冷暖房機器はこまめに消しましょう ・冷暖房温度を適正に設定しましょう (国の目安：冷房28℃以上、暖房20℃以下) ・湯沸器の口火はこまめに消しましょう ・長時間使わない電化製品はコンセントを抜き「待機電力」を節約しましょう ・テレビ、エアコン、シャワーなどの使用時間の短縮をしましょう
		家電製品の適切な手入れ	・エアコンのフィルターをこまめに掃除しましょう ・掃除機の集じん袋のごみをこまめに捨てましょう ・照明器具はこまめに掃除をしましょう
		省エネルギーへの工夫	・冷蔵庫に食品を詰め込み過ぎないようにしましょう ・夏はカーテンやブラインドで日射を防ぎましょう ・冬は厚手のカーテンやカーペットで部屋の保温をしましょう ・電気こたつを使うときには敷きふとんや上掛けを使用し、暖気の保温に努めましょう ・強い照明が不要な場所では、ワット数の低い電球や蛍光灯にしましょう ・給湯温度を引き下げましょう ・風呂は家族で間隔を空けずに入りましょう
		エネルギー消費の少ない家づくり	・住宅の断熱化を図りましょう ・太陽熱温水器などのソーラーシステムの導入を考えましょう ・貯留槽の設置による雨水の利用を考えましょう
	(2)ごみの減量化	かしこい買物をする努力	・紙コップなどの使い捨て商品の使用は控えましょう ・過剰包装の商品やプラスチックトレイ、ラップ類を使った商品は避けましょう ・安易な買い替えはやめ、物はできるだけ長く使いましょう
		再利用、再資源化に対する努力	・物は大切にし、再利用を心がけましょう ・不要衣類、家具などはフリーマーケットや回収業者に出して再利用を図りましょう ・リサイクル製品を積極的に利用しましょう ・エコマーク、グリーンマーク商品を利用しましょう ・ごみの分別排出の徹底に努力しましょう
	(3)効率のよい自動車利用	不要不急のマイカー利用の自粛	・公共交通機関を優先利用しましょう ・マイカー等の相乗りを励行しましょう ・短距離自動車利用を徒歩や自転車利用に切り替えましょう
		自動車の点検整備、経済的な運転	・適正な空気圧の調整をしましょう ・急発進、急加速はやめましょう ・余分な荷物は積まないようにしましょう ・空ぶかしはやめましょう ・アイドリング・ストップに努めましょう
	(4)緑化の推進	身近な緑の保全と造成	・庭への植栽や生け垣の造成に努めましょう ・家の周りの緑化に努めましょう ・ツル性植物による壁面緑化を試みましょう
		緑に親しみ、緑を守る取組み	・自然観察・植木市・植樹祭等への参加をしましょう ・造園教室などへの参加をしましょう ・環境ポスター等への応募をしましょう ・みどりの募金などへの協力をしましょう
	(5)環境配慮に関する補助制度の利用	助成・補助金制度の利用	・資源回収奨励報償金交付制度を利用しましょう ・生ごみ処理機器購入費補助金交付制度を利用しましょう ・EMぼかし無料配布制度を利用しましょう ・保存樹木補助金制度を利用しましょう ・低公害車購入費補助制度を利用しましょう ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を利用しましょう

「エコアクション刈谷」取組内容進捗状況調査結果

平成18年4月から平成19年3月までの1年間における刈谷市役所各課等職員の取組み内容を調査しました。その主な結果は次のとおりです。

(1) 取組内容進捗状況について

市職員全体の達成率は86.4%でした。

90%以上達成できた項目

- 照明の適正管理
- ＯＡ機器等の適正管理
- 冷蔵庫等の適正管理
- 職員のエレベーター使用の自粛
- ガス給湯器・コンロ等の適正管理
- 使用済み古紙の再資源化

80%以上達成できた項目

- 冷暖房機器の適正管理
- クールビズ・ウォームビズの活用
- 時間外勤務の計画的実施
- 紙の有効利用
- グリーン購入の推進
- ごみの発生抑制
- 公用車利用の削減

70%以上達成できた項目

- エコドライブの推進

50%以上達成できた項目

- ノーカーデーの奨励

(2) 温室効果ガスの削減について

・温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を平成22年度において、平成16年度（基準年度）の排出量8,716ｔから5%減を目標としています。

	平成16年度	平成18年度	増 減	
			二酸化炭素換算量(kg-CO_2)	比　率
二酸化炭素換算量（ｋｇ－CO_2）	8,716,431	8,707,755	−8,676	−0.1 %

(3)　省エネルギーの推進のための取組について

・電気及び都市ガスの使用量を平成22年度において平成16年度比5%減を目標としています。

	平成16年度	平成18年度	増減	
項目	使用量	使用量	使用量	比率
電気	1,4041,230 kWh	14,160,108 kWh	118,878 kWh	0.8 %
都市ガス	666,070 ㎥	653,079 ㎥	-12,991 ㎥	-2.0 %

(4)　省資源の推進のための取組内容について

・水及び紙の使用量を平成22年度において平成16年度比5%減を目標としています。

	平成16年度	平成18年度	増減	
項目	使用量	使用量	使用量	比率
水の使用量	325,247 ㎥	294,504 ㎥	-30,743 ㎥	-9.5 %
紙の使用	37,986 kg	32,722 kg	-5,264 kg	-13.9 %

(5)　公用車の適正使用及び低公害車の購入促進のための取組について

・公用車の燃料使用量を平成22年度において平成16年度比5%減を目標としています。

	平成16年度	平成18年度	増減	
項目	使用量	使用量	使用量	比率
ガソリン	76,102 ㎥	72,154 ㎥	-3,948 ㎥	-5.2 %
軽油	17,111 kg	12,263 kg	-4,848 kg	-28.3 %

・低公害車の導入状況について

	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	計
導入台数	0	9	20	29

公用車保有台数（平成19年3月31日現在）　237台

低公害車保有台数（平成19年3月31日現在）　29台

低公害車保有率　12.2%

2　刈谷市グリーン購入

平成13年4月1日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、国や独立行政法人等に対しては環境物品等の選択を義務付け、地方公共団体に対しては努力するよう求め、国民、事業者に対しては一般的責務として求めています。情報提供に関しても、国、物品の製造、輸入、販売等する事業者、情報提供団体に対し、義務付け等が求められています。

このような位置付けにある刈谷市ではありますが、国と同様の責務を担い、環境物品等の調達を推し進めていきたいと考え、平成14年4月1日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づく「刈谷市調達目標」、「刈谷市グリーン購入物品表等」、「調達実績報告書」も策定いたしました。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者に率先して取組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品（以下「環境物品等」という。）を積極的に購入し環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針（以下「基本方針」という。）を定め実行を図るものとする。

（基本方針の位置付け）

第１　この基本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条及び「刈谷市環境保全行動計画」の規定に基づき、刈谷市グリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

（環境物品等の調達推進の基本原則）

第２　各課等は、以下の基本的な考え方に従い調達を行うとともに、調達された物品等の使用を推進していくものとする。

①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
④長期間の使用であること。
⑤再利用が可能であること。
⑥リサイクルが可能であること。
⑦再生された素材や再利用された部品を利用していること。
⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

（調達時の物品等）

第３　調達時の物品等は、購入する環境物品等の調達目標「刈谷市調達目標」及びその判断基準「刈

谷市グリーン購入対象物品表等（以下「物品表等」という。）」のとおりとし、適宜見直しをするものとする。

２　各課等は、「物品表等」に掲げる環境物品等に限らず、その事務または事業の状況に応じできる限り幅広く調達するように努めるものとする。

（公表）

第４　「基本方針」、「刈谷市調達目標」及び「物品表等」は、公表するものとする。

（調達実績）

第５　各課等は、環境物品等の調達実績を的確に把握し、環境課から請求があったときは実績報告をするものとする。

※　グリーン購入とは
製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

チーム・マイナス６％

平成１７年４月から、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガス削減行動に結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する国民運動として「チーム・マイナス６％」が始まりました。刈谷市もこの活動を応援しています。

(2) 刈谷市グリーン購入物品表等

分　　類	品　　目
1 紙　　類	コピー用紙、 フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用塗工紙、 ジアゾ感光紙、 印刷用紙（カラー用紙を除く）、 印刷用紙（カラー用紙）、 トイレットペーパー、 ティッシュペーパー
2 文 具 類	シャープペンシル、 シャープペンシル替芯、 ボールペン、 マーキングペン、 鉛筆、 スタンプ台、 朱肉、 印章セット、 ゴム印、 回転ゴム印、 定規、 トレー、 消しゴム、 ステープラー、 ステープラー針リムーバー、 連射クリップ（本体）、 事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、 クラフトテープ、 粘着テープ（布粘着）、 両面粘着紙テープ、 製本テープ、 ブックスタンド、 ペンスタンド、 クリップケース、 はさみ、 マグネット（玉）、 マグネット（バー）、 テープカッター、 パンチ（手動）、 モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、 紙めくりクリーム、 鉛筆削（手動）、 ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）、 ＯＡクリーナー（液タイプ）、 ダストブロワー、 レターケース、 メディアケース（ＦＤ・ＣＤ・ＭＤ用）、 マウスパッド、 ＯＡフィルター（デスクトップ（ＣＲＴ・液晶）用）、 丸歯式紙裁断機、 カッターナイフ、 カッティングマット、 デスクマット、 ＯＨＰフィルム、 絵筆、 絵具、 墨汁、 のり（澱粉のり）、 のり（液状）、 のり（固形）、 のり（テープ）、 ファイル、 バインダー、 ファイリング用品、 アルバム、 つづりひも、 カードケース、 事務用封筒（紙製）、 窓付き封筒（紙製）、 けい紙、 起案用紙、 ノート、 タックラベル、 インデックス、 パンチラベル、 付箋紙、 付箋フィルム、 黒板拭き、 ホワイトボード用イレーザー、 額縁、 ごみ箱、 リサイクルボックス、 缶・ボトルつぶし機（手動）、 名札（机上用）、 名札（衣服取付型／首下げ型）
3 機　器　類	いす、 机、 棚、 収納用什器（棚以外）、 ローパーティション、 コートハンガー、 傘立て、 掲示板 黒板、 ホワイトボード
4 ＯＡ機器	コピー機、 複合機、 拡張性のあるデジタルコピー機、 プリンタ、 プリンタ／プリンタファクシミリ兼用機、 ファクシミリ、 スキャナ、 磁気ディスク装置、 ディスプレイ、 シュレッダー、 デジタル印刷機
5 家電製品	電気冷蔵庫、 電気冷凍庫、 電気冷凍冷蔵庫、 電機便座
6 ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等	エアコンディショナー、 ガスヒートポンプ式冷暖房機、 ストーブ
7 温水器等	電気給湯器、 ガス温水機器、 石油温水機器、 ガス調理機器
8 照　　明	蛍光灯照明器具、 蛍光管
9 自動車等	自動車、 ＥＴＣ車載器、 ＶＩＣＳ車載器
10 消　火　器	消火器
11 制服・作業服	制服、 作業服
12 インテリア・ 寝装寝具	カーテン、 タフテッドカーペット、 タイルカーペット、 織じゅうたん、 ニードルパンチカーペット、 毛布、 ふとん、 ベッドフレーム、 マットレス
13 作業用手袋	作業手袋
14 その他繊維製品	集会用テント、 ブルーシート、 防球ネット
15 設　　備	太陽光発電システム、 太陽熱利用システム、 燃料電池、 生ごみ処理機
16 公共工事	公共工事
17 役　　務	省エネルギー診断、 印刷、 食堂、 自動車専用タイヤ再生、 自動車整備

全体　　１７分類　　１４７品目

(3) 刈谷市グリーン購入　調達実績

平成18年度分

分　　類	環境物品等調達率	調　達　総　量	環境物品等調達量
1　紙　　類	98.8%	200,170	197,797
2　文　具　類	98.9%	910,832	900,733
3　機　器　類	90.3%	93	84
4　O　A　機　器	50.0%	4	2
5　家　電　製　品	―	―	―
6　ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等	―	―	―
7　温　水　器　等	―	―	―
8　照　　明	61.3%	3,855	2,365
9　自　動　車　等	80.0%	15	12
10　消　火　器	43.8%	16	7
11　制服・作業服	76.5%	1,373	1,051
12　インテリア・寝装寝具	62.6%	802	502
13　作業用手袋	45.4%	1,912	868
14　その他繊維製品	0%	302	0
15　設　　備	―	―	―
16　公　共　工　事	100%	71	71
17　役　　務	26.7%	15	4